

# 国籍選択届案内書

外国の国籍と日本の国籍を有する人(重国籍者)は、20歳に達するまでに(18歳に達した後に重国籍になった場合は、重国籍になった時から2年以内に)、どちらかの国籍を選択する必要があります。選択しない場合は、日本の国籍を失うことがありますので注意して下さい。

本届出を行うことにより、『日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します。』と宣言することになります。現に保持している外国の国籍をすべて放棄するという意味ですので、例えば、日・米・独の三重国籍者が米国籍のみを放棄し独国籍は放棄しないとして届け出ることはできません。

## 1. 必要書類

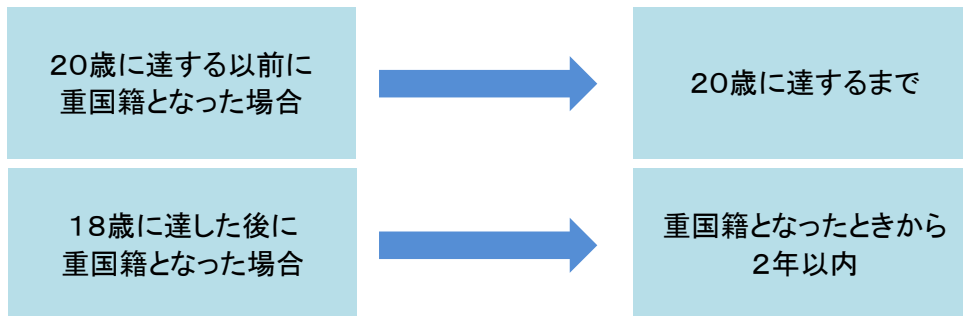
(1) 国籍選択届・・・2通

(2) 重国籍であることが確認できるもののコピー

戸籍謄本と米国外で出生した子の出生証明書(Consular Report of Birth Abroad、ある場合のみ)

## 2. 国籍の選択すべき期限

(1) 昭和60年1月1日以後に重国籍となった日本国民



※国籍法の一部改正に伴い、令和4年(2022)年4月1日以降については、20歳に達するまでにどちらかの国籍を選択する必要があります。

令和4年4月1日時点で20歳以上の重国籍者については、22歳に達するまで、18歳以上20歳未満の重国籍者については、同日から2年以内にどちらかの国籍を選択すれば足ります。

※選択期限を徒過してしまった場合であっても、重国籍者はどちらかの国籍を選択する必要があります。

※昭和60年1月1日より前から重国籍となっている日本国民については、既に選択の期限が到来していますが、期限内に国籍の選択をしなかったときでも、その期限が到来したときに日本の国籍の選択を宣言したものとみなされています。

## 2. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ることには無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄公館へ届け出てください。

(1) 当館窓口へ提出する方法

必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。書類確認のためにお時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。

(2) 郵送により当館へ提出する方法

必要書類をご確認の上、当館住所をお間違えのないよう明確に記入し、発送してください。発送後、当館に届く頃にご連絡していただくことをお勧めします。郵送中の損傷、紛失につきましては当館では責任を負いかねます。また、到着しない届についてはお手伝いできませんのでご了承ください。

(3) 本籍地役場に直接提出する方法

当館で受け付けた国籍選択届が戸籍に記載されるまで、約1～2ヵ月を要します。お急ぎの場合は、本籍地役場に事前にご相談の上、日本へ直接提出することをお勧めします。

## 3. 当館連絡先

Consulate-General of Japan  
80 S.W. 8th Street, Suite 3200  
Miami, FL 33130  
Tel: (305) 530-9090 Fax: (305) 530-0950  
E-mail: ryoji2@mi.mofa.go.jp

# 記入上の注意

すべて日本語(漢字・ひらがな・カタカナ)で記入してください(現住所の部屋番号を除く)。

黒ボールペンまたは黒ペンでしっかりと記入してください(青インク不可)。

訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印(拇印)が必要です。

修正液・修正テープでの訂正は無効ですので、使用しないでください。

印および訂正印は印鑑または拇印を押してください(赤インクまたは黒インク)。

## (1) 左上の届出日

郵送の場合は、届書を実際に記入した日を記入してください。窓口へ持参の場合は、窓口へ提出した日が届出日となります。

## (2) 国籍を選択する人の氏名と生年月日

戸籍上の氏名を記入してください。よみかたも忘れずをお願いします。  
生年月日は元号をお願いします。

## (3) 住所

住所は日本語で日本式に国名から番地までを正確に記入してください。郵便番号は必要ありません。また、届書の一番下にある、届出人の連絡先及び電話番号には米国式に記入してください。

(例1) 100 N.W. 78th Terrace, APT# 200, Miami, FL 33180

アメリカ合衆国フロリダ州マイアミ市北西78通り100番アパート200号

(例2) 1234 Florida Blvd., Orlando, FL 32806

アメリカ合衆国フロリダ州オーランド市フロリダ大通り1234番地

世帯主氏名が外国人名の場合は、ラスト、ファーストミドルの順で記入してください。

## (4) 本籍

戸籍通りに記入してください。筆頭者の氏名を間違えないよう注意してください。

## (5) 現に有する外国の国籍

現に有しているすべての外国の国籍を記入してください。

## (6) その他

重国籍者となった経緯、理由を記入してください。

## (7) 届出人署名押印

戸籍の記載とおりに署名をしてください。印鑑または拇印は任意です。

## (8) 届出人の連絡先及び電話番号

届書下の欄外には、届出人の連絡先及び電話番号を英語で記入してください。